

財政規律違反の制裁発動に近づく

発表日：2016年7月8日(金)

～だからドイツ主導のEUは嫌われる～

第一生命経済研究所 経済調査部
主席エコノミスト 田中 理
03-5221-4527

◇ 欧州委員会はスペインとポルトガルの両国が財政赤字の削減努力が不十分と通告。今後、EU財務相理事会などの決議に基づき、EUとして初めて財政規律違反の制裁が発動される可能性がある。その場合も罰則金はゼロに限りなく近い象徴的なものとどまると見られるが、両国の反EU感情を高めかねない点が懸念される。特にポルトガルでは左派の非多数派政権の求心力が低下する恐れがある。

欧州委員会は7日、スペインとポルトガルの両国に対して財政赤字削減で十分な対応を行っていないとの評価を下した。これは2013年に始まった「過剰な財政赤字」の是正勧告に基づき、過去2年間の両国の財政赤字の削減努力を評価したもので、EUの財政規律違反の制裁発動に向けた手続きが正式に開始されることを意味する。今後、12日のEU財務相理事会で委員会の勧告を協議し、加盟国の「特定多数決（国数で55%以上＜EU28ヶ国のうち16ヶ国以上＞、人口構成比で65%以上が賛成すれば可決）」に基づいて勧告を承認するか否かが決せられる。勧告が承認された場合、欧州委員会は20日以内に具体的な制裁内容などを提案し、その間には是正勧告を受けた国は判断への不服申し立てを行ったり、追加の財政再建策を提出することが出来る。実際に制裁を発動するには、欧州委員会からの制裁提案をEU財務相理事会で再び承認する必要があり、その際には加盟国の「逆特定多数決（国数で55%以上、人口構成比で65%以上の国が反対しない限り否決されない）」で決せられる。制裁内容としては、GDP比で0.2%以下の罰則金を科すか、EUの構造基金（補助金的一种）が一時的に停止される。

過去にEUで財政規律違反で制裁が発動されたことはないが、財政規律の形骸化が欧州債務危機の遠因になったとの反省もあり、ドイツやオランダなどは規律の厳格な適用を求めている。ただ、今回 is 正勧告を受けたスペイン（特定多数決で配分された人口比が9.12%）とポルトガル（同2.04%）に加え、フランス（同13.04%）、イタリア（同12.07%）、ギリシャ（同2.13%）など財政不安を抱える国が反対すれば、特定多数決での人口構成比が35%を超え、是正勧告を阻止することも可能だ。自国も規律違反に問われる可能性があるフランスやイタリア政府の判断がカギとなろう。

近年のユーロ圏諸国の景気回復は、債務危機の鎮静化に伴う財政緊縮ペースの緩和に支えられてきた。厳格な財政規律の適用で財政面からの景気の後押しがなくなれば、英国のEU離脱投票の余波と相俟って、景気回復の逆風となりかねない。ただ、仮に制裁が発動される場合も、GDP比でゼロ%に限りなく近い罰則金にとどめるなど、象徴的なものになる可能性がある。むしろ、緊縮の痛みを悲鳴を上げている両国民の間で、さらに反EU機運を高めかねないかが懸念されよう。スペインは6月末のやり直し総選挙で反緊縮を掲げるポデモスの党勢拡大が一服しているものの、ポルトガルでは中道左派の非多数派政権に少数左派政党が閣外協力する不安定な政権運営が続いており、政権の求心力低下の一因になりかねない。

以上